

令和８年度 第２回精華町入札調査監視委員会 議事録

日時	令和８年８月１８日（火） １０時１５分～１１時２０分
場所	精華町役場 ４階 ４０４会議室
出席委員	委員長 岩橋 威夫（副町長） 副委員長 木村 健司（事業部長） 委員 浦本 佳行（総務部長）、西川 和裕（総務部次長）、久保 正尚（住民部長）、田原 孝一（住民部次長）澤田 和郊（健康福祉環境部長）、上野 明子（健康福祉環境部次長）、山本 勝己（事業部次長）、松井 克浩（教育部長）、塚田 寛（上下水道部長）、柴田 真吾（上下水道部次長）、今井 清（消防長）
議事概要	１．開会 ２．抽出案件の検証について ３．その他 次回抽出委員の選出（今井委員を選出） ４．閉会
検証対象案件	令和８年４月１日～令和８年６月３０日に契約締結された予定価格２００万円以下の建設工事及び除草、剪定その他の工事に準ずる修繕案件に関する業務
抽出案件一覧	【①令和８年度 文化財倉庫屋根等修繕工事（生涯学習課）】 【②東光放課後児童クラブ給湯設備工事（子育て支援課）】
検証件数	建設工事等の案件から２件（随意契約２件） ※対象件数４件
委員会意見	委員会において、具申すべき特段の意見等はない。

議事	●検証案件 ①令和8年度 文化財倉庫屋根等修繕工事 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="384 506 887 555">意見・質問</th><th data-bbox="887 506 1437 555">回答等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="384 555 887 1211"> ・設計書が照査されていない理由はあるか。通常、予定価格を算出する場合の設計書においては、照査者は、工法等の適正性を含めて、総括的に設計の妥当性を検証することとなる。 1号随意契約の範囲内では、必ずしも照査を求めておらず、検算と照査を兼ねて実施している現状がある。 照査のあり方については、形式的なことも含めて課題である。 </td><td data-bbox="887 555 1437 1211"> 特段の理由はない。部署に照査ができる者がいないため、技師と相談の上、照査者欄を記載しないこととした。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="384 1211 887 1547"> ・参考見積の相手方は、今回の見積もりに参加しているのか。 留意事項では、参考見積は2者以上（複数）必要とされているところである。 </td><td data-bbox="887 1211 1437 1547"> 1者に参考見積もりを依頼して、参加もされている。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="384 1547 887 1989"> ・変更契約で請負金額が当初の倍以上になっている。契約変更は予見できなかったのか。 </td><td data-bbox="887 1547 1437 1989"> 設計の時点で、予測は不可能であったと考えている。当初、劣化状況を業者に直接確認いただいた上で、シーリングを打って対策するということがであったが、雨漏り対策として十分ではなかったため、文化財を保存するのに必要な対応を取るため、やむなく外壁改修を実施することとなった。 </td></tr> </tbody> </table>	意見・質問	回答等	・設計書が照査されていない理由はあるか。通常、予定価格を算出する場合の設計書においては、照査者は、工法等の適正性を含めて、総括的に設計の妥当性を検証することとなる。 1号随意契約の範囲内では、必ずしも照査を求めておらず、検算と照査を兼ねて実施している現状がある。 照査のあり方については、形式的なことも含めて課題である。	特段の理由はない。部署に照査ができる者がいないため、技師と相談の上、照査者欄を記載しないこととした。	・参考見積の相手方は、今回の見積もりに参加しているのか。 留意事項では、参考見積は2者以上（複数）必要とされているところである。	1者に参考見積もりを依頼して、参加もされている。	・変更契約で請負金額が当初の倍以上になっている。契約変更は予見できなかったのか。	設計の時点で、予測は不可能であったと考えている。当初、劣化状況を業者に直接確認いただいた上で、シーリングを打って対策するということがであったが、雨漏り対策として十分ではなかったため、文化財を保存するのに必要な対応を取るため、やむなく外壁改修を実施することとなった。
意見・質問	回答等								
・設計書が照査されていない理由はあるか。通常、予定価格を算出する場合の設計書においては、照査者は、工法等の適正性を含めて、総括的に設計の妥当性を検証することとなる。 1号随意契約の範囲内では、必ずしも照査を求めておらず、検算と照査を兼ねて実施している現状がある。 照査のあり方については、形式的なことも含めて課題である。	特段の理由はない。部署に照査ができる者がいないため、技師と相談の上、照査者欄を記載しないこととした。								
・参考見積の相手方は、今回の見積もりに参加しているのか。 留意事項では、参考見積は2者以上（複数）必要とされているところである。	1者に参考見積もりを依頼して、参加もされている。								
・変更契約で請負金額が当初の倍以上になっている。契約変更は予見できなかったのか。	設計の時点で、予測は不可能であったと考えている。当初、劣化状況を業者に直接確認いただいた上で、シーリングを打って対策するということがであったが、雨漏り対策として十分ではなかったため、文化財を保存するのに必要な対応を取るため、やむなく外壁改修を実施することとなった。								

②東光放課後児童クラブ給湯設備工事

意見・質問	回答等
・物品購入に近い設置工事のため、設計図書はなく、仕様書から見積徴取をしてもらったということか。	既存の手洗い場のシンクを利用するため、業者に現場を見てもらいながら細々したことを調整する必要があったので、設計することは難しいと考えた。
・業者の選定方法は、「光台の業者で、学校関係の工事实績ありの業者」としているが、実際の業者はどうだったのか。	光台の業者は3者、それ以外が1者となっている。相談をにかけていたのは光台の業者ではなかったが、見積もりについては、お願いはすることとした。
随意契約の業者については、対外的に説明が可能な方法で選定するよう努めること。「入札に参加されている業者」という基準も、この委員会の意見として挙がっており、このような意見を踏まえつつ、適正な業者選定に努めていただきたい。	